

新潟市 6 次産業化・農商工連携支援補助金要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、田園型政令指定都市を標榜する本市農業の持続的発展及び効率的で安定した魅力ある農業の担い手を育成するため、意欲ある農業者が今後の農業経営の発展のために取組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 農産物輸入自由化交渉による農業のグローバル化対応により国の農業政策が大きく転換されるなど農業をとりまく状況は大きな転換点を迎えている。そのような中、本市では農産物の付加価値向上、さらなる農業の振興、農業者の経営力の強化及び所得向上を図ることを目的に、6 次産業化・農商工連携による、新たな事業展開に対して支援する。

(補助対象等)

第 3 条 市長は、新潟市に住所を有し、自ら農業に従事する者（以下「個人」という。）、個人で組織する団体（以下「団体」という。）、共同販売経理を行う団体（以下「集落営農組織」という。）、農業を営む法人（以下「法人」という。）、及び新潟市に主たる事業所、製造拠点を有する食品関連企業が実施する 6 次産業化・農商工連携に要する経費に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付の対象となる補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助対象事業費、補助率等は別表に掲げるとおりとする。

3 国、県、市又は財団等の補助金の交付を受ける事業は、6 次産業化・農商工連携支援補助金の交付を受けることができないものとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第 1 号（補助金交付申請書）を、市長に提出するものとする。

(補助金額の変更の承認)

第 5 条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「事業主体」という。）は、規則第 10 条第 1 項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第 2 号（補助事業変更申請書）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 6 条 事業主体は、事業が完了したときは、事業完了後 1 カ月以内又は事業が完了した

年度の3月31日までに速やかに様式第3号（補助事業実績報告書）により市長に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第7条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、事業により取得した機械・器具とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間とは、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、事業主体が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散、協力関係を解除し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

（事業計画の進捗状況報告）

第9条 市長は、事業の完了の日の属する年度を初回として、以降3年間、事業主体から事業計画の進捗状況、その他必要な事項について報告を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めることのほか、必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって失効する。

（経過措置）

3 改正後の第7条1項の規定は、令和5年度以後に交付を決定する補助金から適用し、令和4年度以前に係る補助金交付決定された機械・器具については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

様式第1号（補助金等交付申請書）

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者 住所

（法人にあつては所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市6次産業化・農商工連携支援補助金
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法
（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。）
- 5 補助事業の着手（予定）年月日
年 月 日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日
年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類
 - （1）収支予算書
 - （2）事業計画書
 - （3）事業費の3者見積もり
 - （4）事業主体である団体・法人の規約・定款の写し（個人の場合を除く）
 - （5）導入機械・施設等のパンフレット、修理にあたっては対象機械・施設等の写真
 - （6）設計図（据え置き機械・施設整備の場合）
 - （7）納税証明書（未納が無い旨記載されたもの）
 - （8）募集要項に定める審査書類
 - （9）その他、必要に応じて市長が求める書類

【補助金等交付申請書】添付書類（1）収支予算書

1 収入の部

単位： 円

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
補助事業者 負担額					
計					

2 支出の部

単位： 円

事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

様式第2号（補助事業変更申請書）

年 月 日

（あて先）新潟市長

事業主体 住所

（法人にあつては所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

補 助 事 業 変 更 申 請 書

年 月 日付け新 第 号の で補助金の交付決定のあつた事業について、
次のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市6次産業化・農商工連携支援補助金
- 2 変更の内容
変更前
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更予定年月日
年 月 日

様式第3号（補助事業実績報告書）

年 月 日

（あて先）新潟市長

事業主体 住所

（法人にあつては所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号の で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市6次産業化・農商工連携支援補助金
- 2 交付決定額及びその精算額
交付決定額
精 算 額
- 3 補助事業の完了年月日
年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算にかかる収支明細
別紙「請求書及び領収書の写し」のとおり
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類
 - (1) 収支精算書
 - (2) 実績書
 - (3) 事業実施成果の写真（3枚以上を添付する）
 - (4) 請求書及び領収書の写し
 - (5) その他、必要に応じて市長が求める書類

【補助金等実績報告書】添付書類（１）収支精算書

1 収入の部

単位： 円

項 目	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
補助事業者 負担額					
計					

2 支出の部

単位： 円

事業名	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					